

坂東市に建設コンサルタント業務等入札参加資格を申請する方へ

1 社会保険等加入の要件化について

業種にかかわらず、全ての者に対して申請日時点での社会保険加入を要件化します。社会保険に未加入業者の申請は受付できません。(ただし、適用除外を除く)

2 申請受付業種

測量、土木関係コンサルタント、建築関係コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント、不動産鑑定、土地家屋調査、司法書士、計量証明の9業種になります。

3 名簿の有効期間

令和7年3月31日まで(有効期間の始期については、「令和5・6年度建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請の手引き共通書類編4入札参加資格者名簿の掲載期間」を参照)

4 名簿の公表

入札参加資格者名簿につきましては、閲覧(坂東市役所総務部管財課)により公表します。

5 名簿を共用する部局

- ①坂東市市長部局
- ②坂東市水道事業
- ③坂東市下水道事業
- ④坂東市教育委員会

6 個別書類について

書類名	市内業者	市外業者	様式	備考
坂東市個別書類(建設コンサルタント業務等)チェック表	○	○	共通様式	坂東市に納税義務のある方は必ず提出してください。
納税状況等調査同意書	○	△	市様式	

○: 必須 △: 該当がある場合

※市様式は、坂東市ホームページからもダウンロードできます。

7 連絡先

坂東市役所 総務部管財課契約検査係
〒306-0692 茨城県坂東市岩井4365番地
TEL 0297-35-2121
E-mail: kanzai@city.bando.ibaraki.jp

8 その他

個別書類様式等をダウンロードする場合は、次をご覧ください。
坂東市ホームページ>事業者のみなさんへ>入札参加・契約情報